

「交通資源データベース構築事業」業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「交通資源データベース構築事業」業務委託の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名 「交通資源データベース構築事業」業務委託
- (2) 実施主体 熊本県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）
- (3) 主な業務内容 別添基本仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和9年（2027年）2月12日（金）
- (5) 委託上限額 17,666千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託上限額17,666千円は、別添基本仕様書「業務の内容」に記載している業務の履行に係る、委託上限額の総額である。

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和8年（2026年）8月1日時点で、以下の熊本県物品調達・業務委託等入札参加資格を有していること。
 - ・業務委託-調査業務-交通関係調査
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けている者
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けている者
 - ③ 国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）による指名停止処分の期間中である者
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (7) 過去10年間（平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）

まで)において、国、地方公共団体、又は国や地方公共団体が設立した協議会等が
発注する公共交通に関する委託業務を元請けとして履行した実績を有すること。

4 プロポーザルに係る実施スケジュール(予定)

内 容	日程・期限
公募開始	令和8年(2026年)8月17日(月)
質問書の提出期限	令和8年(2026年)8月23日(日) 17時00分必着
質問書の回答期限	令和8年(2026年)8月25日(火)
参加意思表明書提出期限	令和8年(2026年)8月28日(金) 17時00分必着
参加資格確認結果通知	令和8年(2026年)8月31日(月)
企画提案書提出期限	令和8年(2026年)9月 7日(月) 17時00分必着
ヒアリング	令和8年(2026年)9月10日(木)
選定結果通知	令和8年(2026年)9月14日(月)

5 募集方法

本要領及び必要書類等を熊本県ホームページに掲載する。

6 参加手続き等

(1) 参加申請に関する質問

① 質問受付期間

令和8年(2026年)8月17日(月)～23日(日) 17時00分

② 質問方法

質問書(様式第1号)により電子メールにて受付ける。

メールアドレス: koutsuuseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

- メール送信時、件名に「(プロポーザル質問) 交通資源データベース構築事業 業務委託」と付記すること。
- 質問は、参加意思表明書、企画提案書等の記載方法及び基本仕様書の内容等に関するものに限る。なお、電話又は口頭のみでの質問は受け付けない。

(2) 参加申請に関する質問の回答

① 回答日

令和8年(2026年)8月25日(火)

② 回答方法

質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、熊本県ホームページに掲載する。

(3) 参加意思表明書の提出

① 提出書類

参加意思表明書(様式第2号)

② 添付書類

誓約書(様式第3号)

会社の概要が分かる書類(任意様式)

業務実績調書（様式第4号）

国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないことの証明（写し可）

③ 提出期限

令和8年（2026年）8月28日（金）17時00分必着

④ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

⑤ 提出部数

各1部

⑥ 提出場所

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県地域公共交通協議会事務局

（熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課）

電話：096-333-2165

メールアドレス：koutsuuseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

（4）参加資格確認結果の通知

令和8年（2026年）8月31日（月）までに参加資格確認結果を参加意思表明書提出者全員に電子メールにて通知する。併せて、参加資格を満たす者に対して、企画提案書等の提出を依頼する。

（5）企画提案書等の提出

① 提出書類

参加資格確認結果の通知及び企画提案書等の提出依頼を受けた者は、本実施要領、基本仕様書等の各規定を理解した上で、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 企画提案内容（様式第6号）

次に示す企画提案内容について、本県が設置している「輸送資源フル活用推進プロジェクトチーム」の取組みを踏まえて記載すること。（テーマ毎にA4版3ページ以内）

※輸送資源フル活用推進プロジェクトチームの取組みは、以下のURLを参照

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/25/259610.html>

テーマ1	【業務実施体制について（基本仕様書3（2）県内の輸送資源の実態調査、3（3）「くまもとデータ連携基盤」に登録するためのデータを作成する業務、3（4）業務報告書の作成）】 あらゆる輸送資源の保有・運用状況等を把握するための調査業務を確実に履行するための人員や体制、具体的なスケジュールについて、提案すること。なお、人員については、専門性の高い知識や資格を有している人員、過去に類似業務にあたった経歴をもつ人員等については、可能な範囲で記載すること。
------	---

テーマ 2	【輸送資源の実態調査について（基本仕様書 3（2）県内の輸送資源の実態調査）】 実態調査を実施するに当たって、調査対象として想定される輸送資源、各分野の対象事業所の数を提案すること。また、回答率を上げるための調査手法等を具体的に記載すること。なお、調査項目を記載した調査票（任意様式）を作成すること。
テーマ 3	【輸送資源の共有化・再配置等について（基本仕様書 3（3）「くまもとデータ連携基盤」に登録するためのデータを作成する業務）】 分野の垣根を超えたフル活用の取組みを推進するための、輸送資源の共有化や再配置等、効率的な資源活用の検討について、考える実現性が高く具体的なモデルケースを 3 つ提案すること。

ウ 事業者の取組に関する申出書（様式第 7 号）

※必要な書類を添付すること。

※ 7（2）①評価基準の表に記載の「4 事業者の取組（公告日現在）に関する評価」に該当がない場合は提出不要。

エ 見積書及び見積明細（任意様式）

② 提出部数

正本 1 部とその写し 5 部（計 6 部）

※企画提案書はクリップ留めすること（ファイリング不要）。

③ 提出期限

令和 8 年（2026 年）9 月 7 日（月）17 時 00 分必着

④ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

⑤ 提出場所

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

熊本県地域公共交通協議会事務局

（熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課）

電話：096-333-2165

⑥ 注意事項

ア 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を必ず記入すること。

イ 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。

ウ 提出後における提出書類の返却、差し替え及び再提出は認めない。

7 最適提案者の選定方法等

（1）審査方法

選定審査委員会において、提出書類及びヒアリングによる審査を行い、最適提案者を選定する。

(2) 評価基準等について

① 評価基準

次とおり評価基準を設ける。

評価項目		評価事項	配点
1 業務実績の評価		①同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	10
小計			10
2 企画提案内容に関する評価	人員配置	②専門性の高い知識や資格を有している人員、過去に類似業務に当たった経歴をもつ人員を配置しているか。	15
	スケジュール・業務体制	③実効性があり、かつスピード感を持った具体的なスケジュールが提案されているか。	10
		④スケジュールのとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	5
	実施方法	⑤調査対象とする輸送資源及び対象事業所数が適切か。また、事業目的に沿った調査項目が記載された調査票となっているか。	10
		⑥回答率を上げるための調査手法等について、効果が期待できるか。	10
	独自提案	⑦輸送資源の共有化・再配置等について、実現可能性が高いモデルケースが提案されているか。	10
	ヒアリング	⑧知識や経験、根拠等に基づいたプレゼンテーションであり、内容が的確で分かりやすく、説得力があるか。	5
		⑨本業務に対する取組み意欲が高く、熱意を感じられるか。	5
	小計		70
3 見積金額の評価		⑩業務に対して見積金額が適切か。	10
小計			10
4 事業者の取組(公告日現在)に関する評価	⑪熊本県ブライト企業の認定を受けているか。		2
	⑫障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。		2
	⑬省エネルギー、エネルギーシフト等を推進するため、申出書記載の取組を1以上実施しているか。		2
	⑭熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。		2
	⑮熊本県SDGs登録制度に登録しているか。		2
小計			10
合計			100

② 採点基準

①の各評価事項に対して、次に示す5段階評価で審査委員が採点を行い、総合得点を算定する。

判断基準	得点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
劣っている	配点×0.4
不可又は記載なし	配点×0.0

(3) 最適提案者の選定方法

- ① 上記7(2)の採点を行い、失格者を除いた者のうち、最高得点を得た者を最適提案者として選定するものとする。
- ② 最高得点を得たものが複数となった場合は、以下の基準により最適提案者を選定するものとする。
 - ア 上記7(2)①における評価項目「2. 企画提案内容に関する評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。
 - イ アの最高得点を得た者が複数となった場合は、「1 業務実績の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。
 - ウ イの最高得点を得た者が複数となった場合は、「3 見積金額の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。
 - エ ウの最高得点を得た者が複数となった場合は、「4 事業者の取組（公告日現在）に関する評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。
 - オ エの最高得点を得た者が複数となった場合は、抽選により最適提案者を選定するものとする。
- ③ ①、②にかかわらず、総合得点の40%未満の得点の場合は、最適提案者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 上記「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑥ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

8 ヒアリングの実施

(1) 実施日

令和8年（2026年）9月10日（木）を予定

※詳細な日時・場所については、別途通知する。

(2) 出席者

3名以内

(3) 内 容

提出された企画提案内容（様式第6号）及び調査票（任意様式）を使用し、内容の説明（20分以内）及び質疑応答形式で行う。当日の追加資料は、認めない。

※パソコンを使用する場合は、提案者で準備すること。

※ヒアリングは、非公開とする。

9 選定結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、熊本県ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

10 契約手続等

- (1) 選定された最適提案者は、協議会との間で委託内容、委託金額、経費等について再度調整を行ったうえで協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

- (2) 選定された提案者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。
- (3) 契約保証金は免除する。
- (4) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリング等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、最適提案者の企画提案書の著作権は、委託契約締結以降、委託者に帰属するものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、最適提案者の選定以外には使用しない。
- (4) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (5) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、熊本県地域公共交通協議会事務局が別に定める。

【提出先・問合せ先】

熊本県地域公共交通協議会事務局 担当：保井

（熊本県企画振興部交通政策・統計局 交通政策課）

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-333-2165

FAX：096-385-4815

メール：koutsuuseisaku@pref.kumamoto.lg.jp